第一号様式（第一第一号関係）

（い）			（ろ）	（は）
条項		見出し		
法第19条		敷地の衛生及び安全		□
法第20条	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第３章第２節	構造部材等		□
	令第３章第３節	木造		
	令第３章第４節	組積造		
	令第３章第４節の２	補強コンクリートブロック造		
	令第３章第５節	鉄骨造		
	令第３章第６節	鉄筋コンクリート造		
	令第３章第６節の２	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	令第３章第７節	無筋コンクリート造		
	令第３章第７節の２	構造方法に関する補則		
	令第３章第８節（第81条第１項の場合に限る。）	構造計算		
	令第３章第８節（第81条第２項第１号イに規定する保有水平耐力計算等による場合に限る。）	構造計算		
	令第３章第８節（第81条第２項第１号ロに規定する限界耐力計算等による場合に限る。）	構造計算		
	令第３章第８節（第81条第２項第２号イに規定する許容応力度等計算等による場合に限る。）	構造計算		
	令第３章第８節（第81条第３項に規定する構造計算による場合に限る。）	構造計算		
	令第129条の２の４（第３号に限る。）	建築設備の構造強度		
	施行規則第８条の３	枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法		
法第21条		大規模の建築物の主要構造部		□
法第22条		屋根		□
法第23条		外壁		□
法第24条		木造建築物等である特殊建築物の外壁等		□
法第24条の２		建築物が第22条第１項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		□
法第25条		大規模の木造建築物等の外壁等		□
法第26条		防火壁		□
法第27条		耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物		□
法第28条		居室の採光及び換気		□
法第28条の２		石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置		□
法第29条		地階における住宅等の居室		□
法第30条		長屋又は共同住宅の各戸の界壁		□
法第31条		便所		□
法第32条		電気設備		□
法第33条		避雷設備		□
法第34条		昇降機		□
法第35条	令第５章第２節	廊下、避難階段及び出入口		□
	令第５章第３節	排煙設備		
	令第５章第４節	非常用の照明装置		
	令第５章第５節	非常用の進入口		
	令第５章第６節	敷地内の避難上及び消火上必要な通路等		
法第35条の２		特殊建築物等の内装		□
法第35条の３		無窓の居室等の主要構造部		□
法第36条	令第２章第２節	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法		□
	令第２章第３節	階段		
	令第109条の２の２	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角		
	令第112条	防火区画		
	令第114条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁		
	令第129条の２の４（第２号に限る。）	建築設備の構造強度		
	令第２章第４節（第32条及び第35条を除く。）	便所		
	令第115条	建築物に設ける煙突		
	令第129条の２の５	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造		
	令第129条の２の６	換気設備		
	令第129条の２の７	冷却塔設備		
	令第５章の４第２節	昇降機		
法第37条		建築材料の品質		□
法第39条		災害危険区域		□
法第40条		地方公共団体の条例による制限の附加		□
法第41条の２		適用区域		□
法第43条		敷地等と道路との関係		□
法第43条の２		その敷地が４メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加		
法第44条		道路内の建築制限		
法第47条		壁面線による建築制限		
法第48条		用途地域等		□
法第49条		特別用途地区		
法第49条の２		特定用途制限地域		
法第50条		用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限		
法第51条		卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置		
法第52条		容積率		□
法第53条		建ぺい率		
法第53条の２		建築物の敷地面積		
法第54条		第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離		
法第55条		第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度		
法第56条		建築物の各部分の高さ		
法第56条の２		日影による中高層の建築物の高さの制限		
法第57条		高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和		
法第57条の２		特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例		
法第57条の４		特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度		
法第57条の５		高層住居誘導地区		
法第58条		高度地区		
法第59条		高度利用地区		
法第59条の２		敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例		
法第60条		特定街区		
法第60条の２		都市再生特別地区		□
法第61条		防火地域内の建築物		□
法第62条		準防火地域内の建築物		
法第63条		屋根		
法第64条		外壁の開口部の防火戸		
法第65条		隣地境界線に接する外壁		
法第66条		看板等の防火措置		
法第67条		建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置		
法第67条の２		特定防災街区整備地区		□
法第68条		景観地区		□
法第68条の２		市町村の条例に基づく制限		
法第68条の３		再開発等促進区等内の制限の緩和等		
法第68条の４		建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の５		区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		